

## 大阪府環境審議会リサイクル製品認定部会運営要領

### 第1 趣 旨

この要領は、大阪府環境審議会条例(平成6年大阪府条例第7号。以下「条例」という。)第6条第2項の規定により大阪府環境審議会(以下「審議会」という。)に設置するリサイクル製品認定部会(以下「部会」という。)の組織及び運営について定める。

### 第2 組 織

- (1) 部会は、条例第6条第3項の規定により、次に掲げる者につき、会長が指名する委員及び専門委員で組織する。
- |                      |      |
|----------------------|------|
| ① 条例第2条第1項第1号に規定する委員 | 3人以内 |
| ② 条例第3条第2項に規定する専門委員  | 若干人  |
- (2) 部会に部会長を置く。部会長は、条例第6条第4項の規定により会長が指名する。
- (3) 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長の指名するものがその職務を代理する。

### 第3 会 議

- (1) 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。
- (2) 部会は、これに属する委員、専門委員の二分の一以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- (3) 部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- (4) 部会は、大阪府循環型社会形成推進条例(平成15年大阪府条例第6号)第12条に規定する再生品の認定に関し、次に掲げる事項について審議する。
- |                                 |
|---------------------------------|
| ① 再生品の認定その他再生品の認定に関し必要な事項に関すること |
| ② <u>再生品の認定のあり方に関すること</u>       |
- (5) 前号①に規定する事項に係る部会の決議は、条例第6条第7項に定めるところにより、審議会の決議とする。
- (6) 部会長は、部会で決議した事項については、次の審議会に報告しなければならない。

### 第4 補 足

この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

### 附 則

この要領は、平成24年11月19日から施行する。

この要領は、平成26年9月12日から施行する。